

項目	内容	適用時期等																									
青色申告法人の賃上げ税制の拡充	<p>賃上げを後押しする税制が拡充されます。</p> <p>①人材確保等促進税制が見直され、継続雇用者給与等支給額の前年度からの上昇率等に合わせ、下表のように一定の給与増加額の最大30%の税額控除となります。</p> <p>②中小企業向けの所得拡大促進税制は、税額控除率の上乗せの見直し(最大40%)を下表のように行った上、1年延長されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">① 大企業</td> <td rowspan="4">継続雇用者の給与等増加率</td> <td>3%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>4%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>3% & 教育訓練費が20%UP</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>4% & 教育訓練費が20%UP</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 中小企業</td> <td rowspan="3">雇用者給与等支給額増加率</td> <td>1.5%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>2.5%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1.5% & 教育訓練費が10%UP</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2.5% & 教育訓練費が10%UP</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※税額控除額は、法人税額の20%が上限</p> <p>(注) ①は中小企業も選択適用可</p>			控除率		① 大企業	継続雇用者の給与等増加率	3%	15%	4%	25%	3% & 教育訓練費が20%UP	20%	4% & 教育訓練費が20%UP	30%	② 中小企業	雇用者給与等支給額増加率	1.5%	15%	2.5%	30%	1.5% & 教育訓練費が10%UP	25%		2.5% & 教育訓練費が10%UP	40%	<p>①令和4年4月1日から令和6年3月31日までに開始する事業年度に適用</p> <p>②令和6年3月31日までに開始する事業年度まで延長</p>
		控除率																									
① 大企業	継続雇用者の給与等増加率	3%	15%																								
		4%	25%																								
		3% & 教育訓練費が20%UP	20%																								
		4% & 教育訓練費が20%UP	30%																								
② 中小企業	雇用者給与等支給額増加率	1.5%	15%																								
		2.5%	30%																								
		1.5% & 教育訓練費が10%UP	25%																								
	2.5% & 教育訓練費が10%UP	40%																									
電子帳簿保存法への円滑な移行のための宥恕規定	<p>令和4年1月1日から検索要件等の保存要件を満たす形で電子取引の取引情報に係る電子データの保存等が義務化されますが、各企業の準備が間に合っていない状況を踏まえ、宥恕規定が設けられます。</p> <p>令和4年から2年間は、電子取引に関し、やむを得ず保存要件を充足できなかったとしても、所轄税務署長への手続き等を要せずその出力書面等による保存ができるよう配慮されます(個人事業主も同様)。</p>	令和4年1月1日から令和5年12月31日まで																									
法人税 中小企業向け優遇制度の延長	<p>コロナ禍を踏まえ、中小企業向け優遇制度が2年延長されます。</p> <p>①接待飲食費の50%の損金算入の特例及び中小法人の定額控除限度額(年800万円)までの損金算入の特例が2年延長されます。</p> <p>②中小企業者等が少額減価償却資産(取得価額30万円未満の減価償却資産)を取得した場合に、年間300万円まで取得価額の全額を損金に算入することができる特例が2年延長されます。</p>	令和6年3月31日までに開始する事業年度まで延長																									
貸付けをする少額減価償却資産等の制限	<p>自ら行う事業で使用しない少額資産を大量に購入して損金に算入し、その資産を賃貸に出して収益を生む節税スキームが封じられます。</p> <p>下記の適用に際して、貸付けの用に供した一定の資産が除外されます。</p> <p>①取得価額が10万円未満の少額の減価償却資産 ②一括償却資産(取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産) ③中小企業者の取得価額30万円未満の少額減価償却資産</p>	大綱に明記されず																									
完全子法人株式等の配当等の源泉徴収の廃止	<p>一定の子会社からの配当の源泉徴収が不要となります。</p> <p>一定の内国法人が支払いを受ける配当等で次に掲げるものには所得税は課税されず、源泉徴収を行わないこととなります。</p> <p>①完全子法人株式等(株式保有割合100%)に該当する株式等に係る配当等 ②配当等の基準日に、直接に保有する他の内国法人の株式等(その内国法人が名義人として保有するものに限る)の株式保有割合が3分の1超である場合の、その株式等に係る配当等</p>	令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用																									
オープンイノベーション促進税制の拡充	<p>スタートアップ企業への出資を促進する税制が延長されます。</p> <p>オープンイノベーション促進税制について、対象に設立10年以上15年未満の研究開発型スタートアップを追加する等の拡充を行った上で2年間延長されます。</p>	令和6年3月31日までの出資まで適用																									
欠損金の繰戻し還付の不適用措置の延長	<p>コロナ禍を踏まえ、欠損金の繰戻し還付の制度が延長されます。</p> <p>中小企業者等で欠損金額が生じた場合に、その欠損金額を前事業年度に繰戻して法人税額の還付を請求できる制度が2年間延長されます。</p> <p>※新型コロナ税法で資本金の額が10億円以下の法人等も令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する欠損金額について上記制度の適用が認められていますが、同特例の扱いについては不明</p>	令和6年3月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用																									
消費税 インボイス制度の見直し	<p>免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となります。</p>	令和5年10月1日以後の登録について適用																									

項目	内容	適用時期等	
所得 税 ・ 資 産 課 税 ・ 納 税 環 境	住宅ローン控除減税の延長と見直し	①住宅ローン控除減税の適用期限が令和7年12月31日まで4年間延長されます。 ②所得税等から控除できる金額が年末のローン残高の1%から0.7%に引き下げられ、令和4年・5年入居の新築等は減税期間が10年から13年に延長されます。 ③省エネ性能と居住年に応じ、減税対象となる借入限度額が2,000万円～5,000万円までに細分化されます。	令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した場合に適用
	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の延長・見直し	①直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度が2年間延長されます。 ②非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期に関わらず、下記ようになります。 ・耐震、省エネまたはバリアフリーの住宅用家屋 1,000万円 ・上記以外の住宅用家屋 500万円	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用
	非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限の延長	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の適用に必要な手続きである「特例承継計画の提出期限」が1年間延長されます。	特例承継計画の提出期限が令和6年3月31日まで延長
	上場株式の配当等に係る課税方式の一致(所得税・個人住民税)	上場株式等の配当について、所得税と個人住民税で異なる課税方式(総合課税、申告分離課税、申告不要)が選択可能でしたが、個人住民税の課税方式を所得税と一致させることとなります。	令和6年度以後の個人住民税について適用
	上場株式の配当課税における「大口株主等」の要件見直し	内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等(対象者)及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人による株式等保有割合が3%以上となるときは、総合課税とされます。	令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用
	居住用財産の買換え等の場合の各特例の延長	以下の制度が2年間延長されます。 ①特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例(※) ②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除 ③特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除 (※)買換資産が令和6年1月1日以後に建築確認を受ける等の一定の住宅は、適用要件に買換資産である住宅が一定の省エネ基準を満たすことが追加されます(令和4年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産に適用)。	令和5年12月31日までの居住用財産の譲渡まで延長
	財産債務調書制度の見直し	現行の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者が提出義務者に追加されます。 (現行の提出義務者)以下のいずれにも該当する者 ・所得基準:所得2,000万円超 ・財産基準:総資産3億円以上 または 有価証券等1億円以上 なお、提出期限は、その年の翌年6月30日(現行:3月15日)になります。	令和5年分以後の財産債務調書について適用
	相続税に係る死亡届情報等の通知	相続税の課税原因である相続開始の事実を税務署が把握するため、法務省から死亡届の情報及び被相続人の戸籍の情報が、死亡届の提出された月の翌月末日までに国税庁に通知されます。	戸籍法の一部を改正する法律の施行の日以後に適用
	土地等に係る固定資産税等の負担調整措置	令和4年度限りの措置として、商業地等(負担水準が60%未満の土地に限ります)の令和4年度の課税標準額が、令和3年度課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%(現行5%)を加算した一定の金額に据え置かれます(※)。 (※)負担調整措置といい、固定資産税評価額が増額した場合に、固定資産税等の負担が急激に増加しないように課税標準額を段階的に引き上げる措置	令和4年度の固定資産税等について適用
	先送りされた項目	以下の項目は、令和4年度税制改正大綱では次年度以降に検討が先送りされました。 ①相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方の見直し ②岸田文雄政権が当初掲げた金融所得課税の見直し	-